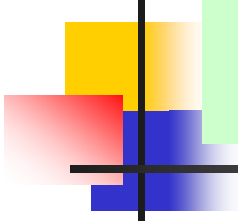




リサーチツール特許の取扱いポリシー “策定の背景”

2007年2月27日
三菱ウェルファーマ(株)
高柳 昌生



リサーチツールの特許の問題認識

創薬研究を行う上でのツール(それ自体は最終製品にはならず、開発候補品を選択するための遺伝子やスクリーニング方法など)のリサーチツールは特許になり得る。

試験研究で使うものについては、特許権の効力が及ばないと考えるのが長らく“常識”だったが、創薬研究のツールとして使う場合には、特許権の効力が及ぶという解釈が一般的となっている。

リサーチツール特許についても特許権の排他権行使の慣行が横行すれば、研究目的であっても他人により特許化されたリサーチツールを使用できないという問題が生じ得る。

代替性のないリサーチツール特許の排他権行使は、研究の進展、産業の発展の障害となる。

大学等研究機関においても例外ではなく、アカデミアでの研究および産学連携への影響は少なくない。



リサーチツール特許についてのあるべき姿勢

経営的にも、リサーチツール特許は研究目的については排他権を行使すべきでない。

むしろ自社が率先して創薬研究におけるリサーチツール特許の円滑な活用を図る姿勢を採るべきである。

上記の姿勢を通じて、創薬研究におけるリサーチツール特許の相互利用を促進する環境を創造することにより、自社およびアカデミアを含めた国全体の創薬研究の効率化を推進し、以って国民の健康と福祉の増進および産業の発展に寄与すべきである。



リサーチツール特許ポリシー策定の影響

創薬研究環境の向上:

- ・ 国全体の創薬研究環境の向上を図る呼び水となり得る
- ・ リサーチツール特許を相互利用し得る環境が整えば、自社の創薬研究にとっても効率化の推進に結びつく

研究のアウトソーシング:

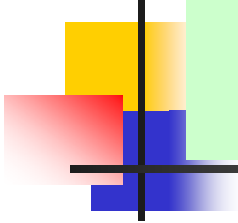
- ・ アカデミア等で使ってもらうことで更なる成果を産む可能性が増え、自社の創薬研究の推進にプラスとなる

会社Reputationの向上:

- ・ 正式に発表することにより、産学連携における当社の意欲的な姿勢を世に示すことが出来る

アカデミア等との共同研究契約交渉の簡素化:

- ・ スピーディな契約処理が可能で、研究促進に繋がる



問題解決のための対外的検討状況

NIHガイドライン

OECDガイドライン(2006年2月採択)

製薬協知財委員会により製薬協メンバー会社の申合わせ指針として「リサーチツール特許のライセンスに関するガイドライン」発表(2006年1月16日)

総合科学技術会議の知的財産戦略専門調査会は2006年9月にライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用に関する検討プロジェクトチームを設置し、「**ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針**」を取り纏め中、年度内には採択され発表される運び



リサーチツール特許の知財・契約ポリシー

(2006.12.19 社内決定,2007.1～HP掲載)

1. 弊社が所有するリサーチツール特許について、大学等から自身の研究目的に使用するためにライセンスの申し入れがあった場合は、弊社は、大学における研究の進展に資するべく、相応の条件で非独占的ライセンスの許諾に応じる。
2. 弊社が所有するリサーチツール特許について、大学等から他企業との連携に係る研究目的に使用するためにライセンスの申し入れがあった場合は、弊社は、日本製薬工業協会知的財産委員会の2006年1月16日付けの「リサーチツール特許のライセンスに関するガイドライン」の精神に則り、合理的な条件で非独占的ライセンスの許諾に応じる。
3. 弊社は、大学等との共同研究等により創出される研究成果については、技術的、金銭的その他の貢献に応じた権利の帰属を主張するが、研究成果の内リサーチツールに関する発明については、原則として、弊社が研究目的には無償で使用できることを条件に、権利の帰属にこだわらず、また、独占的实施を主張しない。